

社会福祉法人 共和町社会福祉協議会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共和町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 本会の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、本会費用弁償規程の定めるとおり費用を弁償する。ただし、事務局長等の職員が役員の場合は支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。